



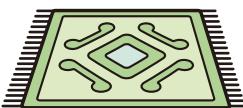
指定搬入場所または、拠点回収に出せるもの

粗大ごみ (袋で出す場合)

木製品



布製品



プラスチック製品



小さな電化製品など



袋で出すもの(具体例)

CD・延長コード・おもちゃ・カーテン・加湿器
カセットテープ・カメラ・空気清浄機・工具
ジョウロ・炊飯器・タッパー・電気毛布・時計・鍋
バケツ・ビデオテープ・フロッピーディスク など

[詳しくは、ごみ分別区分早見表をご覧ください。]

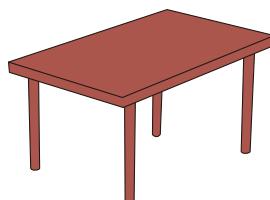
- 市が指定した「粗大ごみ処理袋」80cm×65cm(1枚200円)に入れて指定搬入場所等へ搬入してください。
- 袋からとび出さないように袋のヒモをしばってください。
- 粗大ごみ処理袋の中に可燃ごみ、陶磁器・ガラス類および缶類は入れないでください。

指定搬入場所に出せるもの

粗大ごみ (シールで出す場合)

市指定の袋に入らないものが対象

*分解等により、粗大ごみ処理袋に入れば処理袋に入れて出していただいても結構です。



シールを貼って出すもの(具体例)
机・いす・たんす・ベッド・ふとん
ストーブ・自転車・ベビーカー など

*粗大ごみ処理袋や処理シールの販売店は、裏表紙をご覧ください。また、美来の森・巣南集積場でも販売しています。(搬入日のみ)

【粗大ごみ搬入日】

美来の森 每週 **水**曜日、毎月第**4**曜日 午前9:00～正午まで

巣南集積場 每月第**2・3**水曜日、毎月第**4**曜日 午前9:00～正午まで

粗大ごみの直接搬入日は、祝休日により変更及び中止する場合がありますので広報カレンダーにて確認してください。

搬入の際、搬入者(運転手)のマイナンバーカード(写真付)・免許証により瑞穂市民であることの確認をしています。マイナンバーカード・免許証の住所が瑞穂市でない場合は、別途申請が必要になりますので環境課までお問い合わせください。